

# 地域包括支援センターだより



〈問い合わせ〉地域包括支援センター  
(役場 健康推進課内) TEL(62) 8222

## 高齢者虐待 !!

「叩く、つねる、蹴る」の暴力はどんな場合でも身体的虐待となり、食事回数を減らす、適切な医療を受けさせない他、不衛生不潔な状態にするなど世話をしないのも放任という虐待、高齢者に年金を渡さず、使い込むなどすることは経済的虐待、悪意のこもった言葉を使用するのは心理的虐待、衣服を着せない、合意のない性行為は性的虐待となります。

ありふれた日常生活の中で、第三者からしたら、「えっ……やりすぎじゃない?」と思えることでも、当事者間においてはその関係に慣れてしまい徐々に「度」が過ぎ「虐待」へと深刻化が進んでも気づきにくく、周囲も「よその家庭のことだから……」と遠慮がちとなり、しかも、虐待を受けている方が、虐待に対する怯えや羞恥心などに加え虐待をする方への愛情から、「虐待を受けている」ことを周囲に話されなかったりします。

まだ、自分の意志で「虐待を受けている」ことを伏せておられる場合は、余力がありますが、認知機能を含め全身の機能が低下されると、逃げることもできず最悪の結果を招きます。

高齢者の虐待においては、地域包括支援センターが相談を受け、当事者以外の家族や親族の協力を得て福祉や介護サービスの利用中心に対応を行います。

## 南阿蘇村商工会

### ■村内事業所の皆さまへ！

### 中小企業利子補給制度のお知らせ

中小企業利子補給制度とは、村内中小企業の振興を図ることを目的としており、村内の事業所の方が、事業の近代化を促進するための設備資金や、事業運営の資金として融資を受けた際に、利子補給を受けることができる制度です。

#### ●設備資金

村内における店舗・宿泊施設などの新築・改装、工場機械、駐車場整備、営業専用車両の購入費など

#### ●運営資金

原材料・商品の購入、諸経費の支払いなど

#### ◆利子補給対象者は？

- ① 村内に住所および事業所を1年以上有している個人または法人
- ② 村税を完納しているもの

これまで利子補給については設備資金、運営資金共に、個人または法人に対し1回限りでしたが、平成26年1月より施行された条例改正により、既に利子補給を受けたことのある個人または法人についても、利子補給を受けた際、事業計画書に記載した当初の融資期間終了後の融資から、再度利子補給の対象となります。

#### ◆利子補給の期間は？

- ① 設備資金の場合 融資を受けた日の属する月から起算して3年間
- ② 事業運転資金の場合 融資を受けた日の属する月から起算して1年間

#### ◆利子補給の額および算定対象期間は？

- ① 利子補給金の額 借入者が取扱い融資機関に支払った借入金の利(延滞金を除く)の内、年利4%以内となります。
- ② 利子補給の対象額 融資金の内500万円が限度となります。
- ③ 対象期間 平成27年1月1日～12月31日

#### ◆融資機関は？

政府系金融機関、肥後銀行、熊本銀行、阿蘇農業協同組合、熊本県信用組合、熊本県内に本店がある信用金庫

#### ◆申請の手続き期間は？

- 第1次申請 9月30日(水)まで
- 第2次申請 平成28年1月31日(日)まで

※期間内(土日、祝日を除く)に商工会に申し込んでください。

※第2次申請を希望する事業所は、商工会に事前協議をお願いします。

(予算の関係上)

南阿蘇村商工会 TEL(62) 9435